2026 年 10 月 30 日
阪神高速道路株式会社

入札説明書及び設計図書等に対する質問回答書

業務名：大規模更新・大規模修繕事業促進業務（2026 年度）

問合せ日：2026 年 10 月 23 日
回 答 日：2026 年 10 月 30 日

質問	回答
1. 特記仕様書 4-1(8)に「管理技術者は、履行期間において、本業務以外の管理技術者との兼任を認めることとする。」と記載されていますが、本業務以外の照査技術者、及び専任ではない担当技術者との兼務も可能でしょうか。	1. 本業務としては、可能です。
2. 本業務は簡易公募型プロポーザル方式ですが、「参考業務規模」が公告資料に記載されておりません。「参考業務規模」、または「見積参考資料」をお示ししていただけないでしょうか。	2. 別表-4 に業務規模の記載を追加し、様式-11 見積書参考例を追加します。また、見積参考資料を追加します。 （10 月 27 日付で資料差し替え済み）
3. 特記仕様書 5-3 に「事務用品費は原則計上しない。パソコン、プリンタについては、貸与することを想定している。」と記載されていますが、下記アプリケーションについても貸与していただけるのでしょうか。 ・OS Windows11 ・Microsoft Office2024 もしくは Microsoft365 ・Adobe Acrobat ・CAD ソフトウエア	3. 貸与することを想定していますが、必要なアプリケーションも含め、契約締結後に監督員と協議のうえ、取り扱いを決定します。
4. 手続き開始の公示兼説明書１業務概要(5)その他②に「本業務は、賃金等の変動に対処するための建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく請負代金額の変更（業務スライド）の試行対象業務である。」と記載されていますが、業務期間の内、2027 年度（2027/4/1～2028/3/31）期間を対象とし、2027 年度の技術者単価への業務スライドの設計変更の協議に応じていただけますでしょうか。	4. 業務スライドの協議は可能です。 それにあたり、当初契約の単価根拠を確認する場合があります。